

## 設計変更等に伴う契約変更の取扱要領

### 1 設計変更の基本的な考え方

工事の施工（業務委託の履行を含む、以下「工事等という。」）は、設計図書に基づいて施工すべきであるが、真にやむを得ない事情により設計図書と現場等に差異が生じた場合、当該工事等との一体性を損ねない範囲において設計変更を行うこととし、その結果、工期や請負代金額に変更が生じた場合は、契約変更を行うものとする。

### 2 契約変更の時期

設計変更等により兵約変更の必要が生じた場合、発注者及び受注者は所定の手続きに従い速やかに協議し、契約変更の手続きを行うものとする。

### 3 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金額の額や工期の変更を行わないことがあってはならないものとする。

### 4 適用時期

平成30年12月1日以降に契約変更を行う工事等について適用する。

## 工事に係る契約変更について

### 1. 工期変更手続きの手順

#### (1) 受注者（請負者）から発注者（行田市）に対する工期変更の請求

ア 受注者は、行田市建設工事標準請負契約約款（以下「工事約款」という。）第21条第1項の規定に基づき、埼玉県土木工事实務要覧又は埼玉県建築工事实務要覧（以下「各工事实務要覧」という。）に定める「工期延長申請書（様式第8号）」を準用し提出する。

イ 発注者は、当該工期変更請求の理由が工事約款第21条第1項の規定に合致するものかどうかについて、受注者から提出された工期延長申請書により確認する。

（行田市建設工事請負契約約款第21条第1項に規定する工期延長請求理由）

（ア） 天候の不良

（イ） 当該工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合における調整への協力

（ウ） その他受注者の責めに帰すことができない理由

ウ 発注者は、工期変更の申請理由が工事約款第21条第1項の規定に合致することが確認できたら、受注者に対して、工期変更に係る協議を行う旨を「契約内容変更協議通知書（様式第1号）」により通知する。

なお、工期延長申請書受領後直ちに協議を行う場合は、契約内容変更協議通知書については省略することができる。

エ 発注者及び受注者間において、工事約款第23条の規定に基づき、工期変更の内容について協議する（協議開始の日から14日以内（休日を含む。ただし、期間の末日が休日にあたるときはその翌日までとする。）に協議が整わない場合は、工期変更について発注者が決定する。）

オ 発注者は、協議終了後、当該協議の内容及びその結果を記載した「契約内容変更協議書（様式第2号）」を受注者に通知する。

カ 受注者は、契約内容変更協議書に記載された内容に異存がなければ、「契約内容変更承諾書（様式第3号）」を発注者に提出する。

キ 工事担当者は、受注者からの契約内容変更承諾書の提出を受けて、工期変更に係る変更契約施工伺いを速やかに起案する。この場合、当該施工伺いに発注者及び受注者間で取り交わされた文書（写し）を添付すること。

※ 上記イの確認において、工期変更請求の理由が工事約款第21条第1項の規定に合致しないと認められる場合

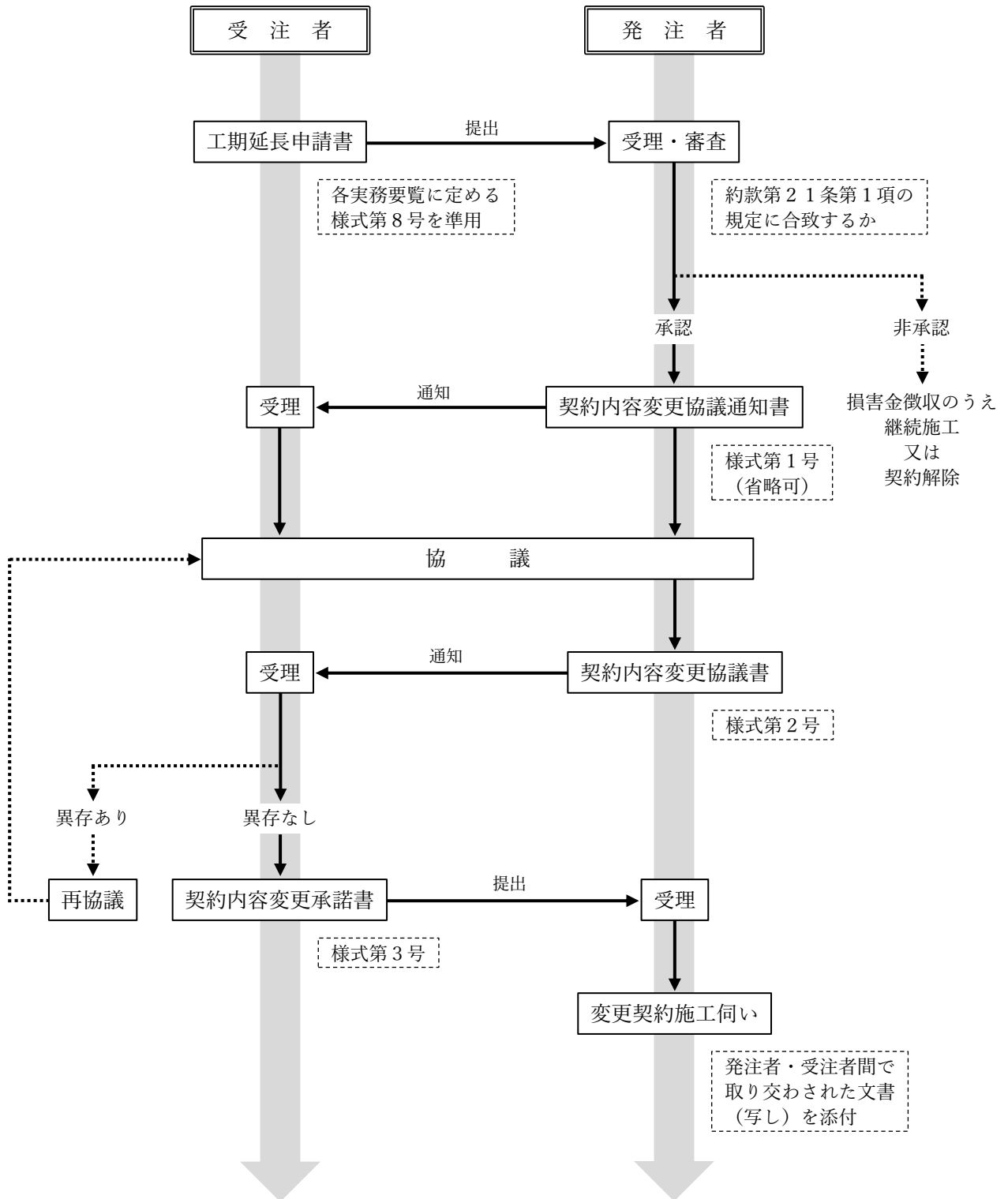
(ア) 受注者からの事情聴取により、「工期内に工事を完成する見込みはないが、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがあり、継続施工することに支障がない（当該受注者との契約を解除し、新たに他の請負者を選定のうえ施工させることが困難な場合を含む。）」と認められる場合は、工事約款第45条第1項の規定に基づき、受注者に対して、履行遅滞の場合における損害金を請求、徴収のうえ、施工を継続させること。

なお、履行遅滞の場合における損害金は、工事約款第45条第2項の規定に基づき算定する。

(イ) 受注者からの事情聴取により、「工期内に工事を完成する見込みがなく、工期経過後相当の期間内においても工事を完成する見込みが明らかでない（当該受注者に継続施工させることに支障がある場合を含む。）」と認められる場合は、工事約款第46条第1項第2号の規定に基づき、契約解除の手続きを行うこと。

なお、契約解除に至った場合には、工事約款第46条第2項の規定に基づき違約金を徴収する。

受注者から発注者に対する工期変更の請求



(2) 発注者から受注者に対する工期変更の協議

ア 発注者は受注者に対して、工期変更に係る協議を行いたい旨を「契約内容変更協議通知書（様式第1号）」で通知する。

なお、変更事実発生後直ちに協議を行う場合は、契約内容変更協議通知書については省略することができる。

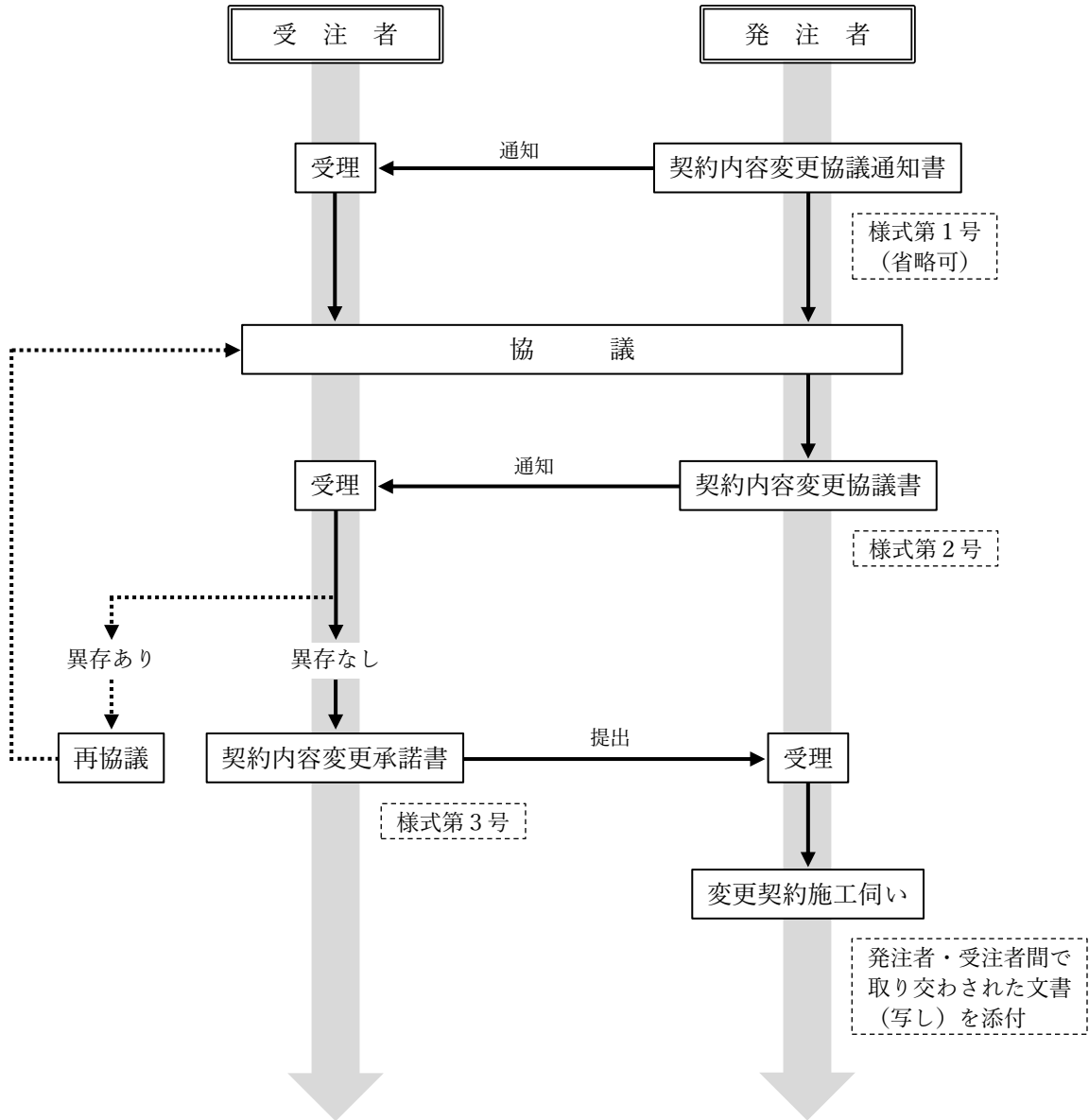
イ 発注者及び受注者間において、工事約款第23条の規定に基づき、工期変更の内容について協議する（協議開始日から14日以内（休日を含む。ただし、期間の末日が休日にあたるときはその翌日までとする。）に協議が整わない場合は、工期変更について発注者が決定する。）

ウ 発注者は協議終了後、当該協議の内容及びその結果を記載した「契約内容変更協議書（様式第2号）」を受注者に通知する。

エ 受注者は、契約内容変更協議書に記載された内容に異存がなければ、「契約内容変更承諾書（様式第3号）」を発注者に提出する。

オ 工事担当者は、受注者からの契約内容変更承諾書の提出を受けて、工期変更に係る変更契約施工伺いを速やかに起案する。この場合、当該施工伺いに発注者及び受注者間で取り交わされた文書（写し）を添付すること。

発注者から受注者に対する工期変更の協議



## 2. 請負代金額変更手続きの手順

### (1) 受注者（請負者）から発注者（行田市）に対する請負代金額変更の請求

ア 受注者は発注者に対して、請負代金額変更請求の理由を明示した「契約内容変更請求書（様式第4号）」を提出する。

イ 発注者は、工事約款第24条の規定に基づき、受注者に対して、請負代金額変更に係る協議を行う旨を「契約内容変更協議通知書（様式第1号）」により通知する。

なお、契約内容変更申請書受領後直ちに協議を行う場合は、「契約内容変更協議通知書」については省略することができる。

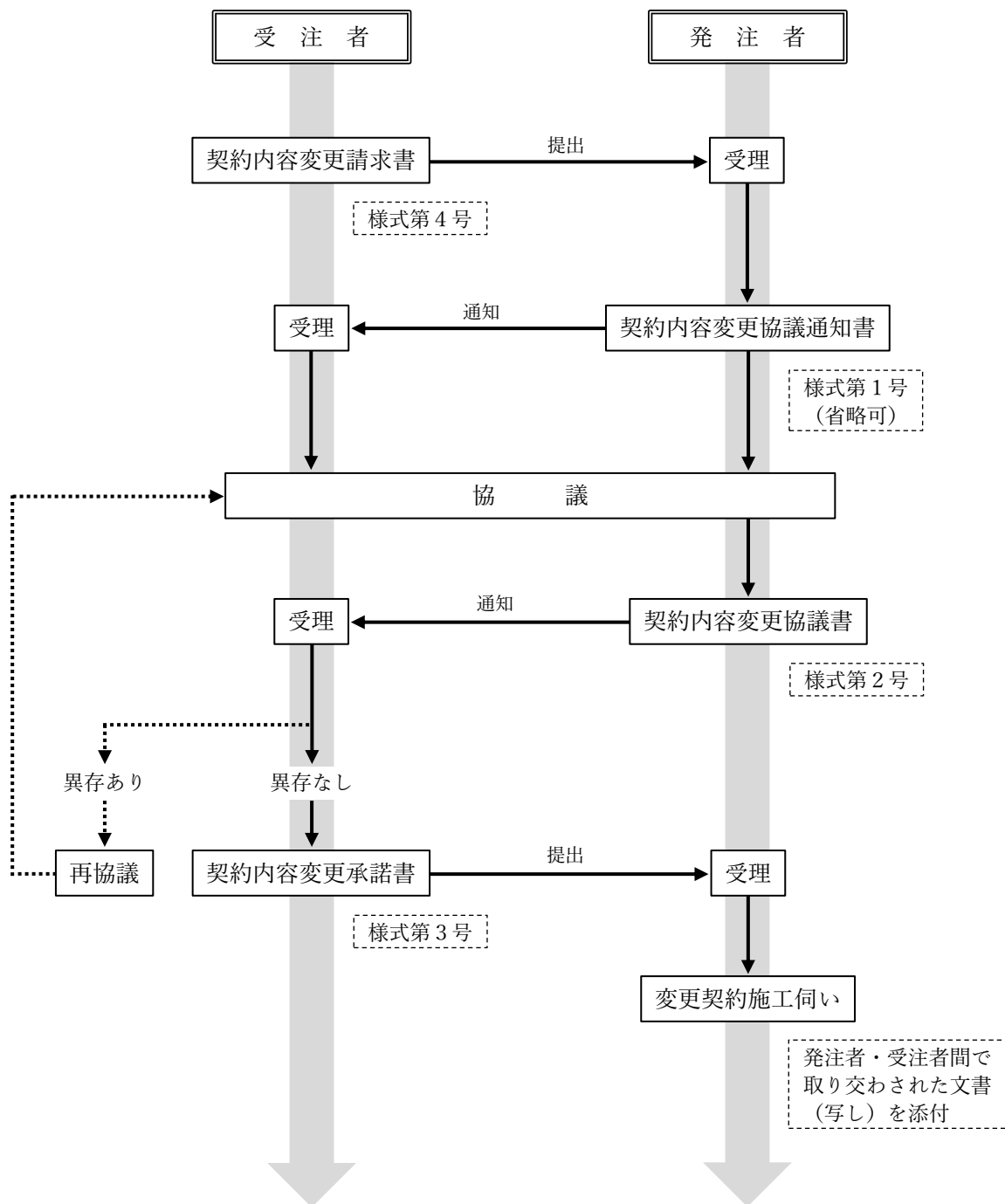
ウ 発注者及び受注者間において、請負代金額変更の内容について協議する（協議開始の日から14日以内（休日を含む。ただし、期間の末日が休日にあたるときはその翌日までとする。）に協議が整わない場合は、請負代金額変更について、発注者が決定する。）

エ 発注者は、協議終了後、当該協議の内容及びその結果を記載した「契約内容変更協議書（様式第2号）」を受注者に通知する。

オ 受注者は、契約内容変更協議書に記載された内容に異存がなければ、「契約内容変更承諾書（様式第3号）」を発注者に提出する。

カ 工事担当者は、受注者からの契約内容変更承諾書の提出を受けて、請負代金額変更に係る変更契約施工伺いを速やかに起案する。この場合、当該施工伺いに発注者及び受注者間で取り交わされた文書（写し）を添付すること。

受注者から発注者に対する請負代金額変更の請求





(2) 発注者から受注者に対する請負代金額変更の協議

ア 発注者は受注者に対して、請負代金額変更に係る協議を行いたい旨を「契約内容変更協議通知書（様式第1号）」で通知する。

なお、変更事実発生後直ちに協議を行う場合は、契約内容変更協議通知書については省略することができる。

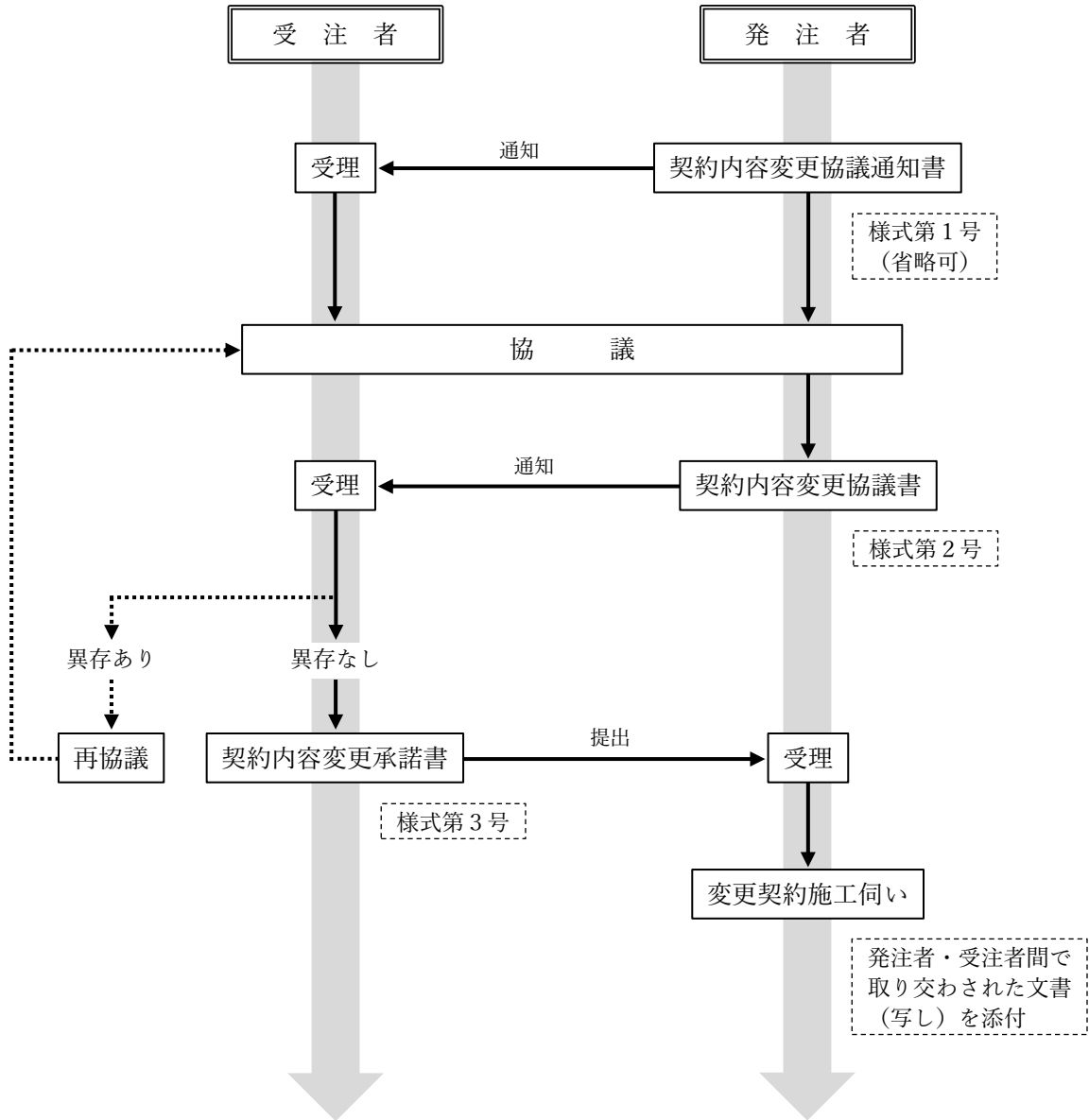
イ 発注者及び受注者間において、請負代金額変更の内容について協議する（協議開始日から14日以内（休日を含む。ただし、期間の末日が休日にあたるときはその翌日までとする。）に協議が整わない場合は、請負代金額変更について発注者が決定する。）

ウ 発注者は協議終了後、当該協議の内容及びその結果を記載した「契約内容変更協議書（様式第2号）」を受注者に通知する。

エ 受注者は、契約内容変更協議書に記載された内容に異存がなければ、「契約内容変更承諾書（様式第3号）」を発注者に提出する。

オ 工事担当者は、受注者からの契約内容変更承諾書の提出を受けて、請負代金額変更に係る変更契約施工伺いを速やかに起案する。この場合、当該施工伺いに発注者及び受注者間で取り交わされた文書（写し）を添付すること。

発注者から受注者に対する請負代金額変更の協議



### 3. 条件変更手続きの手順

#### (1) 受注者から発注者に対する条件変更の請求

ア 受注者は、工事の施工に当たり工事約款第18条第1項各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、発注者に対して「条件変更確認申請書（様式第5号）」を提出する。

イ 発注者は、同条第2項の規定に基づき調査を行う。

ウ 発注者は、同条第3項の規定に基づき、受注者に対して、確認申請調査結果を「条件変更確認結果通知書（様式第6号）」により通知する。

エ 同条第4項及び第5項の規定に基づき、必要があると認めるときは、上記1、2の手順により工期変更又は請負代金額変更手続きを行う。

### 4. 設計図書変更手続きの手順

#### (1) 発注者から受注者に対する設計図書変更の指示

ア 発注者は、工事約款第18条第4項及び第19条の規定に基づき、必要があると認めるときは、受注者に対して、設計図書の変更内容を「設計図書変更通知書（様式第7号）」により通知する。

イ 同条の規定に基づき、必要があると認めるときは、上記1、2の手順により工期変更又は請負代金額変更手続きを行う。

## 委託業務に係る変更契約について

### 1. 履行期間変更手続きの手順

#### (1) 受注者（請負者）から発注者（行田市）に対する履行期間変更の請求

ア 受注者は、適用約款により下記一覧表に記載する規定に基づき、埼玉県土木工事委託業務実務要覧又は埼玉県建築工事委託業務実務要覧（以下「各委託業務実務要覧」という。）に定める「履行期間延長申請書（様式第7号）」を準用し提出する。

行田市土木設計業務等委託契約約款	第21条第1項
行田市建築設計業務委託契約約款	第23条第1項
行田市委託契約約款	第17条第1項
行田市委託契約条項	第8条
その他の約款、条項等	履行期間の延長に関する規定

イ 発注者は、当該履行期間変更の請求理由が適用約款により上記一覧表に記載する規定に合致するものかどうかについて、受注者から提出された履行期間延長申請書により確認する。

ウ 発注者は、請求理由について合致することが確認できたら、受注者に対して、履行期間変更に係る協議を行う旨を「契約内容変更協議通知書（様式第1号）」により通知する。

なお、履行期間延長申請書受領後直ちに協議を行う場合は、契約内容変更協議通知書については省略することができる。

エ 発注者及び受注者間において履行期間変更の内容について協議する（協議開始の日から14日以内（休日を含む。ただし、期間の末日が休日にあたるときはその翌日までとする。）に協議が整わない場合は、履行期間変更について、発注者が決定する。）

オ 発注者は、協議終了後、当該協議の内容及びその結果を記載した「契約内容変更協議書（様式第2号）」を受注者に通知する。

カ 受注者は、契約内容変更協議書に記載された内容に異存がなければ、「契約内容変更承諾書（様式第3号）」を発注者に提出する。

キ 業務担当者は、受注者からの契約内容変更承諾書の提出を受けて、履行期間変更に係る変更契約施工伺いを速やかに起案する。この場合、当該施工伺いに発注者及び受注者間で取り交わされた文書（写し）を添付すること。

※ 上記イの確認において、履行期間変更請求の理由が上記一覧表に記載の規定に合致しないと認められる場合

(ア) 受注者からの事情聴取により、「履行期間内に業務を完了する見込みはないが、履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがあり、継続履行することに支障がない（当該受注者との契約を解除し、新たに他の請負者を選定のうえ履行させることが困難な場合を含む。）」と認められる場合は、適用約款により下記一覧表に記載する規定に基づき、受注者に対して、履行遅滞の場合における損害金を請求、徴収のうえ、業務を継続させること。

なお、履行遅滞の場合における損害金は、適用約款により下記一覧表に記載する規定に基づき算定する。

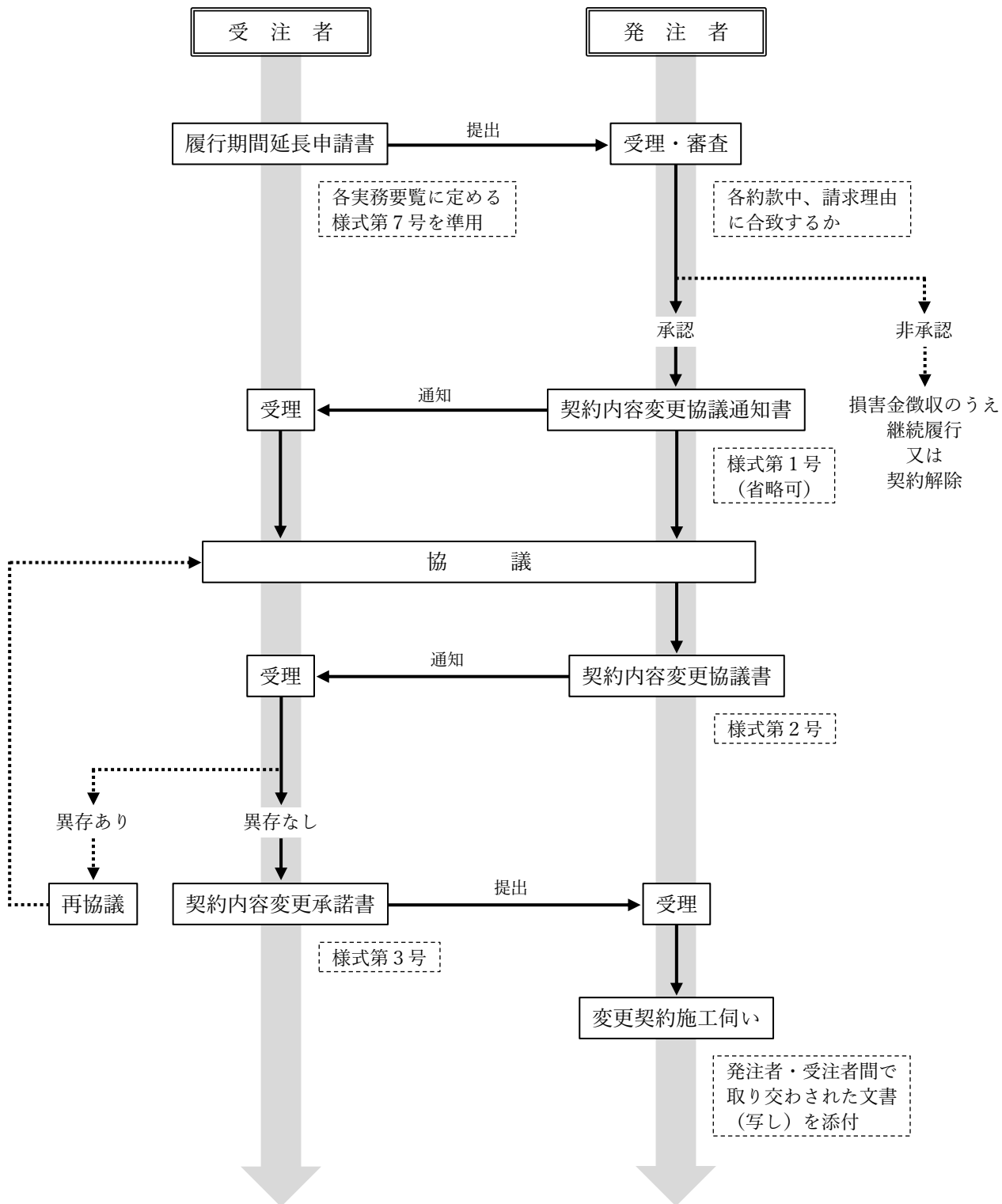
行田市土木設計業務等委託契約約款	第40条
行田市建築設計業務委託契約約款	第40条
行田市委託契約約款	第36条
行田市委託契約条項	第13条
その他の約款、条項等	履行遅滞の場合における損害金等に関する規定

(イ) 受注者からの事情聴取により、「履行期間内に業務を完了する見込みがなく、当初履行期間経過後相当の期間内においても業務を完了する見込みが明らかでない（当該受注者に継続履行させることに支障がある場合を含む。）」と認められる場合は、適用約款により下記一覧表に記載する規定に基づき、契約解除の手続きを行うこと。

なお、契約解除に至った場合には、下記一覧表に記載する規定に基づき違約金を徴収する。

行田市土木設計業務等委託契約約款	第41条第1項第2号、第2項
行田市建築設計業務委託契約約款	第41条第1項第2号、第2項
行田市委託契約約款	第37条第1項第2号、第2項
行田市委託契約条項	第16条第1項第1号、第3項
その他の約款、条項等	発注者の解除権に関する規定

受注者から発注者に対する履行期間変更の請求



(2) 発注者から受注者に対する履行期間変更の協議

ア 発注者は受注者に対して、履行期間変更に係る協議を行いたい旨を「契約内容変更協議通知書（様式第1号）」で通知する。

なお、変更事実発生後直ちに協議を行う場合は、契約内容変更協議通知書については省略することができる。

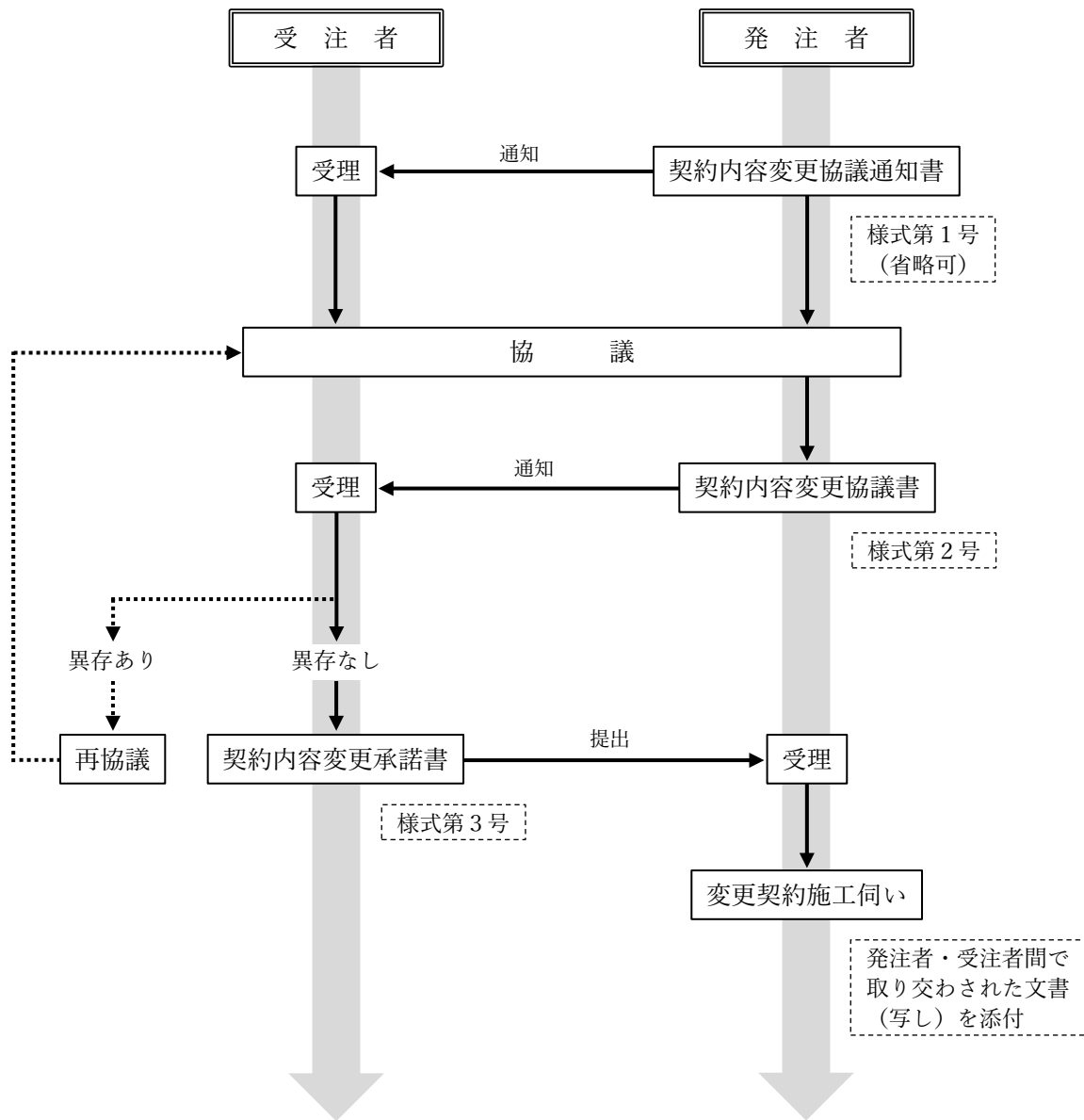
イ 発注者及び受注者間において、履行期間変更の内容について協議する（協議開始日から14日以内（休日を含む。ただし、期間の末日が休日にあたるときはその翌日までとする。）に協議が整わない場合は、履行期間変更について発注者が決定する。）

ウ 発注者は協議終了後、当該協議の内容及びその結果を記載した「契約内容変更協議書（様式第2号）」を受注者に通知する。

エ 受注者は、契約内容変更協議書に記載された内容に異存がなければ、「契約内容変更承諾書（様式第3号）」を発注者に提出する。

オ 業務担当者は、受注者からの契約内容変更承諾書の提出を受けて、履行期間変更に係る変更契約施工伺いを速やかに起案する。この場合、当該施工伺いに発注者及び受注者間で取り交わされた文書（写し）を添付すること。

発注者から受注者に対する履行期間変更の協議





## 2. 業務委託料変更手続きの手順

### (1) 受注者（請負者）から発注者（行田市）に対する業務委託料変更の請求

ア 受注者は、発注者に対して業務委託料変更請求の理由を明示した「契約内容変更請求書（様式第4号）」を提出する。

イ 発注者は、適用約款により下記一覧表に記載する規定に基づき、受注者に対して、業務委託料変更に係る協議を行う旨を「契約内容変更協議通知書（様式第1号）」により通知する。

なお、契約内容変更請求書受領後直ちに協議を行う場合は、契約内容変更協議通知書については省略することができる。

行田市土木設計業務等委託契約約款	第24条第1項
行田市建築設計業務委託契約約款	第26条第1項
行田市委託契約約款	第20条第1項
その他の約款、条項等	業務委託料の変更等に関する規定

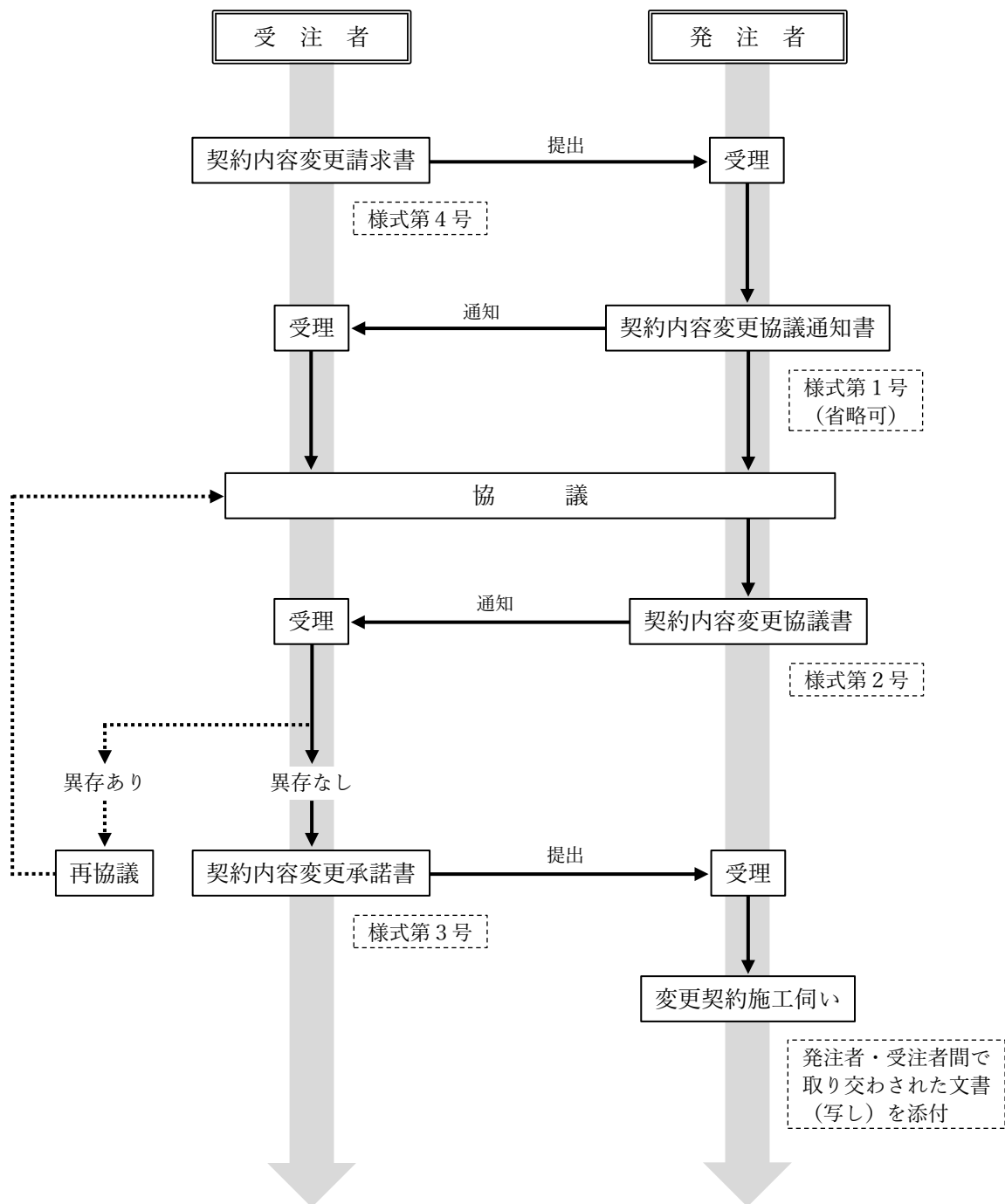
ウ 発注者及び受注者間において業務委託料変更の内容について協議する（協議開始の日から14日以内（休日を含む。ただし、期間の末日が休日にあたる時はその翌日までとする。）に協議が整わない場合は、業務委託料変更について、発注者が決定する。）

エ 発注者は、協議終了後、当該協議の内容及びその結果を記載した「契約内容変更協議書（様式第2号）」を受注者に通知する。

オ 受注者は、契約内容変更協議書に記載された内容に異存がなければ、「契約内容変更承諾書（様式第3号）」を発注者に提出する。

カ 業務担当者は、受注者からの契約内容変更承諾書の提出を受けて、業務委託料変更に係る変更契約施工伺いを速やかに起案する。この場合、当該施工伺いに発注者及び受注者間で取り交わされた文書（写し）を添付すること。

受注者から発注者に対する業務委託料変更の請求



(2) 発注者から受注者に対する業務委託料変更の協議

ア 発注者は受注者に対して、業務委託料変更に係る協議を行いたい旨を「契約内容変更協議通知書（様式第1号）」で通知する。

なお、変更事実発生後直ちに協議を行う場合は、契約内容変更協議通知書については省略することができる。

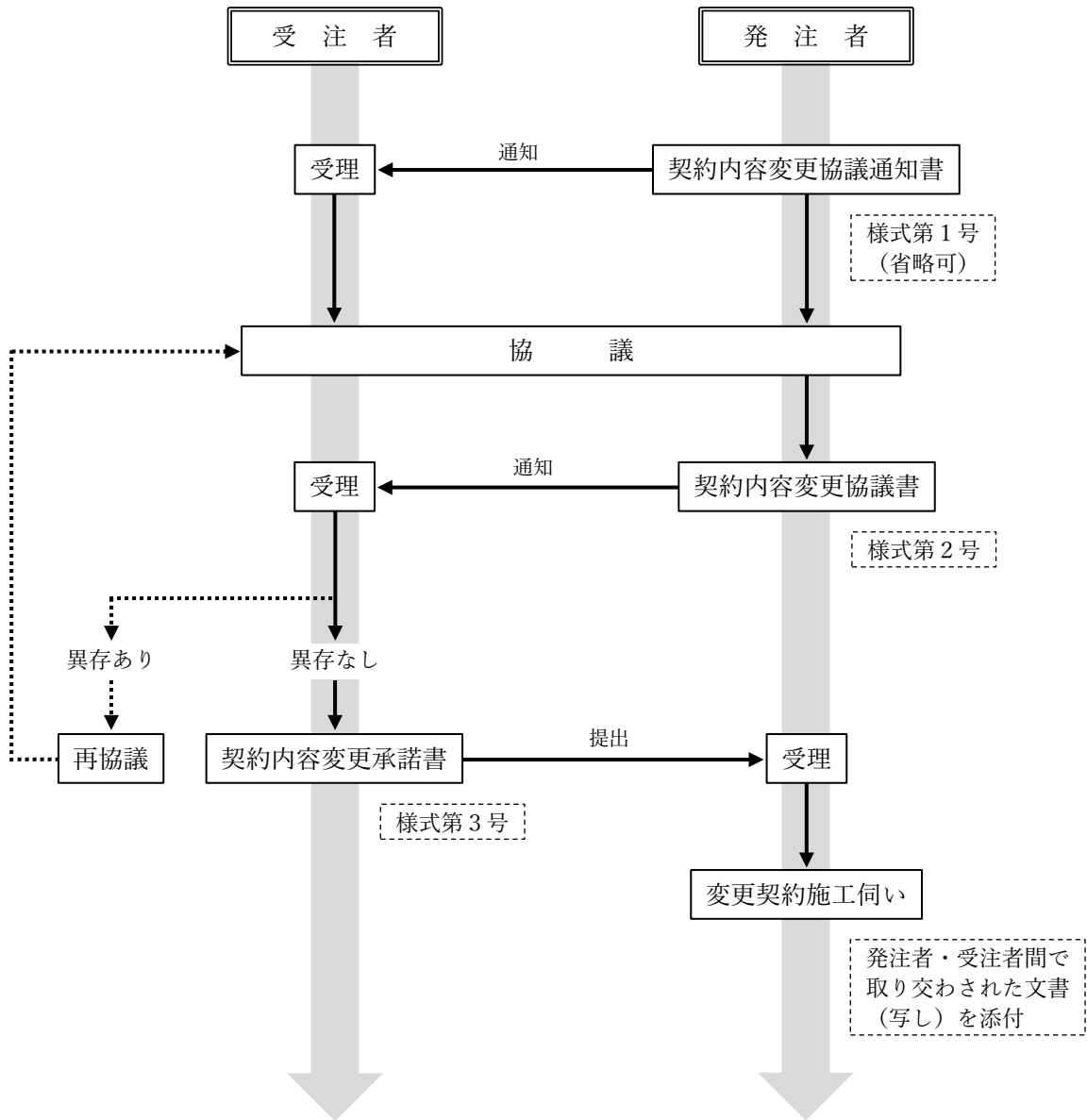
イ 発注者及び受注者間において、業務委託料変更の内容について協議する（協議開始日から14日以内（休日を含む。ただし、期間の末日が休日にあたるときはその翌日までとする。）に協議が整わない場合は、業務委託料変更について発注者が決定する。）

ウ 発注者は協議終了後、当該協議の内容及びその結果を記載した「契約内容変更協議書（様式第2号）」を受注者に通知する。

エ 受注者は、契約内容変更協議書に記載された内容に異存がなければ、「契約内容変更承諾書（様式第3号）」を発注者に提出する。

オ 業務担当者は、受注者からの契約内容変更承諾書の提出を受けて、業務委託料変更に係る変更契約施工伺いを速やかに起案する。この場合、当該施工行伺いに発注者及び受注者間で取り交わされた文書を添付すること。

発注者から受注者に対する業務委託料変更の協議



### 3. 条件変更手続きの手順

#### (1) 受注者から発注者に対する条件変更の請求

ア 受注者は、業務の履行に当たり、適用約款により下記一覧表に記載する規定のいずれかに該当する事実を発見したときは、発注者に対して「条件変更確認申請書（様式第5号）」を提出する。

行田市土木設計業務等委託契約約款	第17条
行田市建築設計業務委託契約約款	第19条
行田市委託契約約款	第14条
その他の約款、条項等	条件変更等に関する規定

イ 発注者は、適用約款により上記一覧表に記載する規定に基づき調査を行う。

ウ 発注者は、適用約款により上記一覧表に記載する規定に基づき、受注者に対して、確認申請調査結果を「条件変更確認結果通知書（様式第6号）」により通知する。

エ 適用約款により上記一覧表に記載する規定に基づき、必要があると認めるときは、上記1、2の手順により履行期間変更又は業務委託料変更手続きを行う。

### 4. 設計図書変更手続きの手順

#### (1) 発注者から受注者に対する設計図書変更の指示

ア 発注者は、適用約款により下記一覧表に記載する規定に基づき、必要があると認めるときは、受注者に対して、設計図書の変更内容を「設計図書変更通知書（様式第7号）」により通知する。

行田市土木設計業務等委託契約約款	第18条
行田市建築設計業務委託契約約款	第20条
行田市委託契約約款	第15条
その他の約款、条項等	設計図書等の変更に関する規定

イ 適用約款により上記一覧表に記載する規定に基づき、必要があると認めるときは、上記1、2の手順により履行期間変更又は業務委託料変更手続きを行う。